



平成25年8月22日
気象庁東京管区气象台

「特別警報」の運用開始について

平成25年8月30日からはじめます

特別警報創設の経緯

東日本大震災による津波や、平成23年台風第12号による紀伊半島を中心とする大雨では、想像を超える甚大な被害がでました。

これらの災害において、気象庁は警報をはじめとする防災気象情報により重大な災害への警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が住民や地方自治体に十分に伝わらず、迅速な避難行動に結びつかない例がありました。

気象庁ではこの事実を重く受け止め、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために、新たに「特別警報」を創設することにしました。

特別警報とは

特別警報は、「東日本大震災」や「伊勢湾台風」のような、誰もが一度は聞いたことがある災害に匹敵する災害が予想される場合に発表します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとって下さい。

特別警報が発表されたら

- 尋常でない大雨や津波等が予想されています。
- 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ただちに身を守るために最善を尽くして下さい。

災害から身を守るために

(大雨の場合)

普段から・・・	気象情報・空の変化に注意
雨が強くなると・・・ 注意報	最新の情報に注意して、災害に備えた 早めの準備を
大雨が降り続けると・・・ 警報	市町村からの避難情報に注意 早めの避難を心がける！
さらに激しい大雨が続くと・・・ 特別警報	ただちに命を守る行動をとる 市町村からの避難勧告等に従いただちに 避難所に避難！ 外出が危険なときは、家の中で少しでも 安全な場所に移動

- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。 **1**

特別警報の発表基準等(一覧)

気象等に関する特別警報

発表にあたっては、降水量、積雪量、台風を中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断。この“数十年に一度”の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載

現象の種類	基準案	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	H24.7九州北部豪雨(死者行方不明者32人) H23台風第12号(死者行方不明者98人)
地面現象※		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	S34台風第15号 (伊勢湾台風、死者行方不明者5,000人以上) S09室戸台風(死者行方不明者3,000人以上)
高潮		
波浪		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	S56豪雪(死者行方不明者152人) S38.1豪雪(死者行方不明者231人)

【発表頻度】地域ごとに数十年に一回程度
 【発表区域】市町村単位
 【発表方法】**現行の警報の発表形式において、注意警戒文の冒頭に特別警報である旨とその種別を明示して発表(現行警報の電文形式は変更しない)**
 ※別途、喚起電文も配信予定

(特別警報の発表例)

令和11年×月×日11時17分 静岡地方気象台発表
 (【特別警報(大雨、暴風、波浪、高潮)】静岡県では、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風、高波、高潮に警戒して下さい。)
 静岡市南部 【警報】大雨(土砂災害)、暴風、波浪、高潮 【注意報】雷、洪水
 静岡市北部 【警報】大雨(土砂災害)、暴風 【注意報】雷、洪水
 ~中略~
 森町 【警報】大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風 【注意報】雷=

※地面現象については、現行の警報と同様、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。

津波に関する特別警報

【基準案】高いところで3mを超える津波が予想される場合
 【発表頻度】全国的に見て概ね十年前後の間に一回程度
 【発表区域】津波予報区(概ね都道府県と同様の区域割)単位
 【発表方法】**現行の大津波警報を特別警報と位置付ける(基準・電文形式・発表名称は変更しない)**

対象事例
 H23.3 東北地方太平洋沖地震(16.7m※痕跡高)
 H5.7 北海道南西沖地震(29m※遡上高)
 S58.5 日本海中部地震(6.6m※遡上高)

(改正法施行前)		(改正法施行後)	
大津波警報	警報	特別警報	大津波警報
津波警報	警報	警報	津波警報
津波注意報	注意報	注意報	津波注意報
津波予報	予報	予報	津波予報

火山に関する特別警報

【基準案】居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される
 【発表頻度】全国的に見て概ね十年前後の間に一回程度
 【発表区域】市町村単位
 【発表方法】**現行の噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報を特別警報と位置付ける(基準・電文形式・発表名称は変更しない)**

対象事例 三宅島(H12)、有珠山(H12)、雲仙岳(H3)

(改正法施行前)				(改正法施行後)			
予警報	対象範囲	レベル	キーワード	予警報	対象範囲	レベル	キーワード
噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5	避難	特別警報	噴火警報(居住地域)	5	避難
		4	避難準備			4	避難準備
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3	入山規制	警報	噴火警報(火口周辺)	3	入山規制
		2	火口周辺規制			2	火口周辺規制
噴火予報	火口内等	1	平常	予報	噴火予報	1	平常

※噴火警戒レベルを運用していない火山についても従前の噴火警報(居住地域)を特別警報と位置付ける。

地震動に関する特別警報

【基準案】震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
 【発表頻度】全国的に見て概ね1~2年の間に一回程度
 【発表区域】細分区域(概ね都道府県をいくつか分割したもの)単位
 【発表方法】**現行の緊急地震速報(警報)における震度6弱以上を予想したものを特別警報と位置付ける(基準・電文形式・発表名称は変更しない)**

対象事例
 H23.3 東北地方太平洋沖地震(死者行方不明者18,000人以上(津波含))
 H20.6 岩手・宮城内陸地震(死者行方不明者23人)
 H19.7 新潟県中越沖地震(死者行方不明者15人)
 H16.10 新潟県中越地震(死者行方不明者68人)
 H07.1 兵庫県南部地震(死者行方不明者6,437人)

(改正法施行前)		(改正法施行後)	
緊急地震速報(警報)	警報	特別警報	緊急地震速報(警報)
緊急地震速報(予報)	予報	予報	緊急地震速報(予報)

(参考) 大雨特別警報が発表される主な事例

命名相当※の被害をもたらした多くの事例が対象となります。

(命名相当※：損壊家屋1,000棟程度以上、浸水家屋10,000棟程度以上)

発生年	月日	現象	死者・行方不明者	住家全半壊	住家浸水 (床上+床下)
1993	7/31-8/29	梅雨前線、台風第7・11号(平成5年8月豪雨)	93	950	16,496
1995	6/30-7/22	梅雨前線による大雨	5	211	18,208
1998	8/3-8/7	梅雨前線による大雨(平成10年8月上旬豪雨)	2	19	17,694
2000	9/8-9/17	前線及び台風第14・15・17号	12	206	69,227
2002	7/8-7/12	梅雨前線及び台風第6号	7	50	10,318
2004	7/17-7/18	「平成16年7月福井豪雨」	5	201	13,727
2004	10/18-10/21	前線及び台風第23号	98	8,685	55,455
2006	7/15-7/24	「平成18年7月豪雨」	30	1,539	6,996
2009	8/8-8/11	熱帯低気圧及び台風第9号	27	1,313	5,602
2011	7/27-7/30	「平成23年7月新潟・福島豪雨」	6	1,071	9,025
2011	8/30-9/5	台風第12号	104	3,538	22,094
2011	9/15-9/22	台風第15号	19	1,610	7,840
2012	7/11-7/14	「平成24年7月九州北部豪雨」	29	1,863	12,606

被害数は消防白書からの引用を基本としている。消防白書に記載の無い事例の場合は、気象庁HPや理科年表等、他の出典からの引用。